ウ　不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実等	
・医学的には高齢になると妊娠・出産に関するリスクが高まること等、妊娠・出産に関する情報提供を行う。	内閣府、文部科学省、厚生労働省
・不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額の医療費がかかる不妊治療（体外受精、顕微授精）に要する費用に対する助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には医療保険の適用を検討し、支援を充実する。	厚生労働省
・男女を問わず、不妊治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図る。	厚生労働省
・不妊治療における安全管理のための体制の確保が図られるようにする。	厚生労働省
エ　不妊治療のために休暇が取りやすい環境の整備	
・仕事と生活の調和を推進することなどにより、不妊治療のために休暇が取りやすい環境の整備を進める。	内閣府、関係府省
オ　人工妊娠中絶の心身への影響についての知識等の普及	
・人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図る。	文部科学省、厚生労働省
カ　性に関する指導の実施と科学的な知識の普及	
①学校における適切な性に関する指導の実施	
・学習指導要領においては、学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取れることを目的として実施されており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切である。	文部科学省
②保健所における健康相談等	
・思春期の人工妊娠中絶やＨＩＶ感染症を含む性感染症問題に対応するため、保健所において健康相談、電話相談等を行うことにより、人間としてそれぞれの性を尊重すること等正しい理解の推進と性に関する科学的な知識の普及を図る。	厚生労働省
キ　人工妊娠中絶・生殖補助医療について	
・少子化の進展や科学技術の進歩等の中で、人工妊娠中絶・生殖補助医療に関する法制度等の在り方について、多様な国民の意見を踏まえ、検討が行われる必要があり、その議論に資するよう、必要に応じ実態の把握等を行う。	内閣府、厚生労働省

3　健康をおびやかす問題についての対策の推進

⑴　ＨＩＶ／エイズや、子宮頸がんの原因となるＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進

施策の基本的方向
ＨＩＶ／エイズや、子宮頸がんの原因となるＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進する。

具体的施策	担当府省
ア　予防から治療までの総合的な対策の推進	
・ＨＩＶ／エイズや、子宮頸がんの原因となるＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防に関する積極的な啓発活動を行う。	厚生労働省
・医療・検査・相談体制を充実する。	厚生労働省
・研究開発を推進する。	厚生労働省
イ　学校におけるＨＩＶ／エイズ、性感染症に関する教育の推進	
・学校においては、児童生徒が発達の段階を踏まえ、正しい知識を身に付け、適切な行動が取れるようにするため、ＨＩＶ／エイズについて発達の段階を踏まえた教育を推進するとともに、性感染症についても、その予防方法を含めた教育を推進する。	文部科学省

⑵　薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

施策の基本的方向
薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となるなど社会の基盤を揺るがしかねない行為であり、対策の強化を図る。また、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなりやすく、特に女性は、生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、受動喫煙防止対策を徹底するとともに、健康被害に関する情報提供等の対策を推進する。

具体的施策	担当府省
ア　薬物の供給の遮断と乱用者の取締り等需要の根絶	
・関係機関の緊密な連携の下に、薬物密輸・密売組織の壊滅や水際検挙の推進等による薬物の供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取締りや広報啓発活動等を通じて需要の根絶を図っていく。	警察庁、厚生労働省
・未成年者や20歳代の若年層による覚せい剤・大麻等の乱用については、いまだ憂慮すべき状況にある。このため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している少女を含む末端乱用者の早期発見・検挙・補導、再乱用防止のための施策等を推進する。	警察庁、厚生労働省
イ　薬物乱用防止に関する教育・啓発の充実	
・児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、学校において、薬物乱用が健康に与える影響について指導するとともに、全ての高等学校及び中学校において、地域の実情に応じて小学校においても、薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカー等を活用しての薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図る。	警察庁、文部科学省、厚生労働省
・関係府省の緊密な連携の下に、積極的な広報・啓発活動を行うことにより、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く普及し、薬物乱用を許さない社会環境を形成する。	警察庁、厚生労働省
ウ　喫煙・飲酒に関する正確な情報提供	
・喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行う。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。	文部科学省、厚生労働省
エ　受動喫煙の防止	
・職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図る。	厚生労働省

4　性差に応じた健康支援の推進

施策の基本的方向
疾患の罹患状況が男女で異なるなど、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な健康支援を受けることが必要である。このため、性差医療に関する調査・研究を進めるとともに、性差医療の重要性に関する普及啓発、医療体制整備、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を進める。